

秋田県人格のない社団等事業継続支援金支給要綱

(通則)

第1条 秋田県人格のない社団等事業継続支援金（以下「支援金」）の支給については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この支援金は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、経営状況が悪化している人格のない社団等の事業継続を支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における人格のない社団等とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第1項第8号に規定する「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの」とする。

(支給要件)

第4条 支援金の支給を申請できる者は、次の各号のすべての要件を満たす人格のない社団等とする。

- (1) 秋田県内に本店又は主たる事務所を置き、令和元年以前から収益事業を行い、秋田県内の納税地を所轄する税務署長あてに法人税等の申告を行っており、今後も事業を継続する意思があること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、令和2年度の事業収入が、令和元年度の事業収入と比較して20%以上減少していること。
- (3) 代表者又は管理人、構成員等が、秋田県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団及び暴力団員が申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

(支援金)

第5条 支援金の支給額は令和元年度の事業収入（売上）から令和2年度の事業収入を差し引いて算定された額とする。ただし、上限額を50万円とする。

(支給申請)

第6条 支援金の支給を受けようとする者は、秋田県人格のない社団等事業継続支援金申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添え、この要綱の施行の日から令和3年6月30日までの間に秋田県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 税務署の受付收受印が押印済み又は電子申告の受信通知を付した令和元年度及び令和2年度の確定申告書（「別表一各事業年度の所得に係る申告書」及び「法人

事業概況説明書」の控えの写し)

- (3) 振込先口座番号と口座名義が分かる通帳等のコピー（通帳表紙の裏面などカナ口座名義が分かる部分）
- (4) 本店又は主たる事務所が確認できる書類（定款等）
- (5) 事業活動が確認できる書類（営業店舗の写真、活動記録等）

(支給決定)

第7条 知事は、前条の申請書の内容を審査し、支援金を支給することが適当と認めるときは、支援金の支給を決定し、遅滞なく申請者に支援金を支給するものとする。

(不支給決定通知)

第8条 知事は、第6条の申請書の内容を審査し、支援金を支給することが適当と認められない場合は、支援金不支給決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(返還)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。
- (2) 申請時に誓約した内容に違反したとき。

2 知事は、前項の規定により、支援金の支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対する支援金が支給されているときは、当該支給を受けた者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(報告及び検査)

第10条 知事は、前条第1項各号についての疑義が生じたときは、支援金を支給した者に対し、報告の徴収又は立入検査を行うことができる。

(額の確定)

第11条 財務規則第256条の規定による額の確定は、本要綱第7条の支給決定により替える。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。